○津山圏域資源循環施設組合建設工事等入札指名委員会規程

平成２１年５月２５日
津山圏域資源循環施設組合訓令第６号

（設置）
第１条　津山圏域資源循環施設組合が発注する建設工事の請負契約及び建設工事に係る業務委託契約について、入札参加資格及び基準の厳正かつ公正な適用を図り、もって、工事等の良好な施行を期するため、津山圏域資源循環施設組合建設工事等入札指名委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項について所掌するものとする。
⑴　入札参加者の適格性の審査及び等級格付けの決定
⑵　一般競争入札における入札参加資格の決定及び入札参加者の決定
⑶　指名競争入札及び随意契約に係る予定価格が１３０万円以上の工事及び予定価格が５０万円以上の業務委託における指名業者の選定
⑷　入札参加資格者の指名停止等に係る審査
⑸　談合情報に係る調査
⑹　その他管理者が必要と認めた事項
（委員会の組織）
第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
２　委員長は、副管理者（津山市副市長）をもって充てる。
３　副委員長は、津山市都市建設部長をもって充てる。
４　委員は、事務局長、津山市環境福祉部長、同契約監理室長及び構成市町主管課の課長をもって充てる。
（職務）
第４条　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
（会議）
第５条　委員会の会議は、必要のつど委員長が招集する。
２　委員会は、第３条の規定により委員会を構成する者（以下「構成員」という。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
３　委員会の議事は、出席者（委員長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
（意見聴取）
第６条　委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の職員を会議に出席さ

せ、その説明又は意見を聞くことができる。

（会議の特例）

第７条　急施を要し、委員会の会議を開くいとまがないときは、構成員に回議して、これに代えることができる。

（秘密の保持）

第８条　何人も、委員会の会議の内容について、外部に漏れないよう秘密の保持に努めなければならない。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、事務局において行う。

付　　則

この規程は、平成２１年５月２５日から施行する。

付　　則（平成２３年７月４日訓令第１号）

この規程は、公示の日から施行する。

付　　則（平成２５年３月３１日訓令第１号）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

付　　則（平成２９年４月１日訓令第１号）

この規程は、令達の日から施行する。

付　　則（平成３０年１月１９日訓令第２号）

この訓令は、平成３０年４月１日から施行する。

付　　則（令和３年１０月１９日訓令第１号）

この訓令は、令和３年１２月１日から施行する。